（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項の表第二十三条第一項の項中「安衛則」を「労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。）」に改める。

（厚生労働省組織規則の一部改正）

第十条　厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項第一号中「第八十八条第三項」を「第八十八条第二項」に改める。

（石綿障害予防規則の一部改正）

第十一条　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第八十八条第四項」を「第八十八条第三項」に改める。

（労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十二条　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第百一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「労働安全衛生規則第八十六条第一項及び」を削り、「第八十八条第二項において準用する同条第一項」を「第八十八条第一項」に、「同規則」を「労働安全衛生規則」に改める。

附則第十条第一項中「昭和五十年法律第二十八号」を「昭和五十年法律第二十八号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に提出され、又は交付されている第二条の規定による改正前の労働安全衛生規則（次項において「旧安衛則」という。）又は第八条の規定による改正前の機械等検定規則（次項において「旧検定則」という。）に定める様式による申請書等は、第二条の規定による改正後の労働安全衛生規則又は第八条の規定による改正後の機械等検定規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

2　この省令の施行の際現に存する旧安衛則又は旧検定則に定める様式による申請書等の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

○経済産業省令第六十号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百八十号）の施行に伴い、及びエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十一条の四第一号の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の二中「令第二十三条の二」の下に「第一号」を加え、同条に次の二項を加える。

2　令第二十三条の二第二号の経済産業省令で定めるサッシは、次に掲げるものとする。

一　片上げ下げ窓及び両上げ下げ窓、片引き窓、引違い窓、引分け窓及び両袖片引き窓、固定窓、すべり出し窓並びにたてすべり出し窓（それぞれ出窓であるものを除く。）に用いられるもの以外のもの

二　雨戸、シャッター又は格子と一体となる構造のもの

三　外壁に溶接し、及び外壁と接する空洞部をモルタルで埋めることで外壁に取付ける構造のもの

四　防水紙を使用して防水処理を行う構造のもの以外のもの

五　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備であるもの

3　令第二十三条の二第三号の経済産業省令で定める複層ガラスは、次に掲げるものとする。

一　複層ガラスを構成する板ガラスの厚さの総和が一センチメートルを超えるもの

二　ＪＩＳＲ三二二一（二〇〇二）に規定する熱線反射ガラス

第四十九条の三中「断熱材の」を削り、「経済産業大臣が定める方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した」を「別表第六の上欄に掲げる特定熱損失防止建築材料について同表の下欄に掲げる」に改める。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六（第四十九条の三関係）

一　断熱材	経済産業大臣が定める方法により測定した熱伝導率をワット毎メートル毎ケルビンで表した数値
二　サッシ	経済産業大臣が定める方法により測定した建築物の内外の温度差一度当たりの熱損失量をワット毎ケルビンで表した数値
三　複層ガラス	経済産業大臣が定める方法により測定した熱貫流率をワット毎平方メートル毎ケルビンで表した数値

附　則

この省令は、平成二十六年十一月三十日から施行する。

○国土交通省令第九十号

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十六年政令第二百八十三号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行規則（平成十四年国土交通省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則

目次を次のように改める。

目次

第一章　マンション建替事業

第一節　施行者

第一款　マンション建替組合（第一条―第二十一条）

第二款　個人施行者（第二十二条―第二十九条）

第二節　権利変換手続等（第三十条―第四十八条）